

令和5年度

部活動（同好会活動）在り方に関する方針  
（大宮北中学校部活動ガイドライン）

令和5年4月

さいたま市立大宮北中学校

## 1 はじめに

部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、部活動（同好会活動）を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日頃の練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感または、悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、大宮北中学校の学校教育目標を育成する大変意義深い教育活動のひとつである。本校の部活動（同好会活動）活動方針は、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

## 2 大宮北中学校部活動（同好会活動）の活動方針

### (1) 活動の意義・方針

- さいたま市立大宮北中学校の部活動（同好会活動）（以下「部活動」と言う）は、さいたま市及び大宮北中学校部活動の在り方に関する方針（以下「大宮北中学校部活動（同好会活動）ガイドライン」という。）に則り、学校教育の一環として、任意での加入とし、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、生徒、保護者、地域の特性、要望に応じた活動を適切に実施する。
- 本校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、校長や各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）及び部活動指導員（以下「指導員」という。）の適切な指導の下、学校教育の一環として諸活動への意欲の向上や、連帯感の滋養等、学校教育、さいたま市、大宮北中学校が目指す生徒の資質・能力に資するものである。
- 生徒が生涯にわたってスポーツ、文化、科学に親しみ、楽しむ基礎づくりと心身の健康の保持増進を通して豊かな人生設計を実現するための資質・能力の育成を図る。
- 生徒自らの自主的・自発的な参加による活動が行われ、学校教育の一環として、バランスのとれた心身の成長を図るための合理的でかつ計画的・効率的・効果的な活動とする。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1) 年間計画の策定等

- ① 顧問及び指導員は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日、参加予定大会等）並びに毎月の活動計画を作成し、各部保護者、生徒にその活動予定表を周知する。
- ② 校長は、活動方針及び年間活動予定表を毎年度当初、学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や顧問の数、指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の運動部、文化部を設置する。
- ② 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の計画的・効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や指導員の配置状況を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌配置となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る

体制の構築を図る。

- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導、是正を行う。
- ④ 校長は、教員の部活動への関与について、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑤ 校長は、同好会役員会にて、定期的に各部の活動状況の把握と大宮北中学校部活動ガイドラインについて提案、協議し、確認、見直しを図る。
- ⑥ 大宮北中学校同好会（部活動）規約等については、別途定める。

#### 4 部活動の適切な休養日の設定や活動時間（運動部・文化部同様）

(1) 休養日の設定（プレシーズン・オフシーズンに分けて設定）は、以下を基準とする。

- ① オフシーズン（プレシーズン以外）は、原則週当たり2日以上休養日を設定する。
  - ア、休日及び週休日（土日）で1日以上設定
  - イ、平日（課業日）で1日以上設定
- ② プレシーズン（以下の公式大会初日1ヵ月前より）原則週当たり1日以上休養日を設定する。
  - \*運動部（市・県学校総合体育大会、市・県新人体育大会、市夏季・冬季大会）
  - \*吹奏楽部（吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、定期演奏会）
  - \*美術部・科学部（美術部展、科学展等）
- ③ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視野で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、年間に換算した休養日数と同数以上になるよう設定する。
  - \*県大会以上の上位大会や通信陸上への出場や特別の事情がある場合は、特例を設ける。（顧問が管理職、保護者と相談の上）
- ④ 定期試験前（中間・期末）部活動停止期間（7日前）～定期試験当日までの活動を原則停止する。
- ⑤ 市で定める日・期間（お盆・年末年始・学校閉庁日等）は、活動を原則停止する。
- ⑥ 必要に応じて、全校一斉に活動を停止する日を設けることができる。
- ⑦ 同一週の土日両日に大会・コンクール・地域行事等への参加等で活動（練習）した場合は、休養日を他の日に振り替える。（土日分は土日に）
- ⑧ 休養日の設定に当たっては、生徒、保護者等の要望なども勘案して設定する。また、部活動を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

(2) 活動時間（練習試合等については、特例有り）は、以下を基準とする。

**\*年間を通して（プレ・オフシーズンなし）**

- ① 平日（課業日）は、原則2時間程度の活動とする。（活動延長はなし）
  - ・4月～新人戦開催前日まで
    - 5時間授業：17:30までに活動終了 17:45完全下校とする
    - 6時間授業：18:00までに活動終了 18:15完全下校とする
  - ・新人戦開催～3月末日 17:15までに活動終了 17:30完全下校とする
  - ・年間を通して
    - 午前中授業(給食なし)の日課の場合は、16:45までに活動終了 17:00完全下校とする。

午前中授業(給食あり)の日課の場合は、16:15 までに活動終了 16:30 完全下校とする。

② 週休日・休日は、原則3時間程度の活動とする。(練習試合等の移動時間、休憩時間は含まない)

- ・原則 17:00 完全下校とする。
- ・長期休業中の活動は、週休日・休日に準ずる。

③ その他(学校で定めた活動時間とする)

(3) 新型コロナウイルス感染症防止のための措置(活動日、活動時間、活動内容等)については、教育委員会の通知等に基づいて対応するものとする。

## 5 望ましい指導の在り方

(1) 適切な指導の実施

- ① 生徒は、任意での加入とする。
- ② 校長(顧問・指導員)は、部活動の実施にあたって、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ③ 校長(顧問・指導員)は、生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツ、文化、科学等に親しみ、楽しむ基礎を培うことができるよう、生徒並びに保護者とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、それぞれ個々の目標を設定し、達成できるよう休養を適切に取りつつ、計画的、効率的で効果が得られる指導を行う。

## 6 事故防止について

(1) 事故防止の徹底

- ① 部活動は、常に怪我や事故の危険と隣り合わせにあるため、生徒の安全を第一に考え、活動中はもちろん、用具や活動場所の安全確認並びに準備運動などの事前の準備段階から事故防止と事故発生時を想定した対応まで、万全の体制づくりに努める。また、気象庁の高温注意情報や雷情報等が発せられた時間帯における活動は控え(停止・中止)、休養(休憩)、水分補給等を十分に行い、熱中症事故防止の徹底に努める。
- ② 原則31℃(WBGT)及び35℃(乾球温度)を超える気温での活動は、中止とする。
- ③ 自転車による会場移動の際には、交通事故には、十分留意し、生徒は、ヘルメットを着用する。(さいたま市では、平成31年4月1日より条例施行)また、自転車の傷害保険(保護者も含む)へ加入する。(埼玉県では、法的に義務化されています)

## 7 部活動(同好会活動)の数

	部活動名	部員数	顧問名	・部活動指導員 ・(部活動サポーター)
1	野球部	5	青山 慶彦	岡崎 哲夫
2	サッカー部	18	若林 拓夢(井上聡)	
3	男子ソフトテニス部	24	中里 ひとみ・江川 真知子	

4	女子ソフトテニス部	19	江川 真知子・中里 ひとみ	
5	陸上競技部	27	秋山 祐介 (井上 聡)	
6	男子バスケットボール部	18	尾形 友里江	
7	女子バスケットボール部	16	吉澤 由莉	
8	女子バレーボール部	15	渡辺 光祐・塚越 康博	
9	男子剣道部	5	中島 雄一・橋本俊樹	
10	女子剣道部	7	(塚越 康博)	
11	男子卓球部	23	新藤貴之・横山優佳	松村憲雄
12	女子卓球部	13		
13	吹奏楽部	25	井上 未来 平山 優香	鶴澤 綾 小川真理子
14	美術部	21	山口 史貴	
15	科学部	32	埴 豊 (吉澤 由莉)	
16	生活部	9	中島 雄一	
17	引率 (水泳・硬式テニス等)	4	松本喜子	

## 8 その他

- (1) 大会や練習試合等の会場移動の際の生徒引率につきまして保護者の方のご協力をお願いいたします。(自転車並びに公共の交通機関)
- (2) 本校独自の傷害保険にも加入します。
- (3) 毎年度1回、部活動(同好会)組織のご協力で、保護者、教職員、生徒による校内施設整備奉仕活動を実施させていただいております。合わせてご協力をお願いいたします。